

学校教育情報化推進計画について

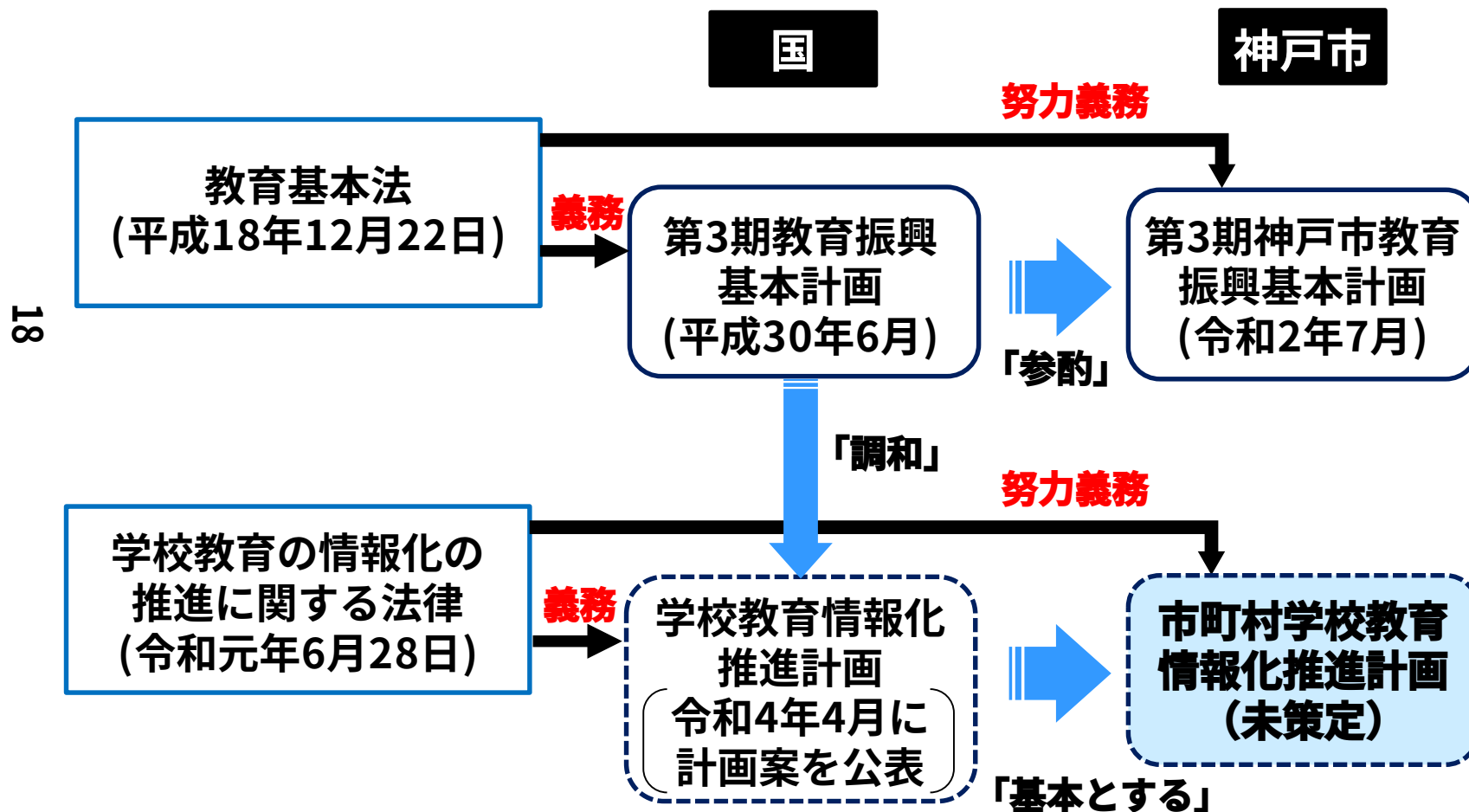
市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、
加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと

令和4年7月



学校教育情報化推進計画の位置付け

学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（学校教育の情報化の推進に関する法律）



学校教育情報化推進計画の目標・内容

計画の目標・内容の多くが、第3期神戸市教育振興基本計画と重複
⇒計画の策定手続き（または見直し手続き）において非効率

国の学校教育情報化推進計画(案)の目標

- ・ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。
- ・教師のICT活用指導力やICT支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT活用に関する地域間の差を縮小させる。
- ・GIGAスクール構想により、1人1台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校ICT環境の整備を一層推進する。
- ・端末の持ち帰りを含め、家庭学習におけるICTの活用体制を整備する。
- ・ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する。

第3期神戸市教育振興基本計画における記載

重点事業12 ICTの基盤整備と利活用の促進

- 主な取組
- ①GIGAスクール構想の実現に向けた学校のICT学習環境整備の推進
 - ②授業改善に向けた効果的なICT活用の促進
 - ③校務のICT化の推進による教職員の負担軽減
 - ④特別支援教育における学習環境の充実



学校教育の情報化を推進するための財政措置

市町村が行う学校教育の情報化の推進に対し、今後、国が財政措置を行うにあたって、「市町村学校教育情報化推進計画」の策定を前提条件としないこと

国の財政措置の拡充が必要となる主な事項

- ① 1人1台の学習用パソコンをはじめとした機器・ネットワークの保守・維持管理やソフトウェアライセンス、将来の機器更新等にかかる財政支援
- ② 児童生徒が使用するデジタル教科書の無償での提供
- ③ 高等学校における端末整備に対する財政支援の拡充



- 2019年6月に成立した「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、初めて策定する計画。
学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すもの。
- 同法で努力義務とされている、各自治体における推進計画の策定に当たっての参考となるもの。

第1部 総論

◇ 今後の学校教育の情報化の方向性について、以下の4つの観点で整理

- ① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ ICTを活用するための環境の整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

1. 学校教育の情報化の現状と課題

21 … 学校の情報化をめぐる現状と今後の課題について記載

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針

… 現状・課題や文科省・デジタル庁の各種計画等を踏まえ、4つの基本方針（児童生徒、教職員、環境、体制・校務）を規定

3. 計画期間

… 本計画は今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すもの

※技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ随時更新。策定から3年後を目途に見直しを行い次期計画を策定。

4. 学校教育の情報化に関する目標

5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

… 国/地方自治体/学校の役割分担と連携等について記載

第2部 各論

1. 基本的な方針を実現するための施策

… 4つの基本方針（①児童生徒、②教職員、③環境、④体制・校務）を各論の柱建てとして、個別の施策を整理

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

… 各施策に共通して留意すべき重要事項を規定

第2部 各論

1. 基本的な方針を実現するための施策 抜粋

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ① ICTの効果的な利活用の推進
- ② 情報モラル教育の充実
- ③ 健康面への配慮
- ④ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ⑤ プログラミング教育
- ⑥ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- ⑦ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ⑧ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

(2) 教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保

① 学校の教職員の資質の向上

- ・ ICTを活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、全ての教師が参加できるような研修等の充実を図る。

② 人材の確保等

- ・ 令和4年度（2022年度）より共通必修科目として「情報Ⅰ」が新設されることなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。

③ ICT支援員など専門人材による支援

- ・ ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するICT支援員などのICT人材の確保を促進する。

(3) ICTを活用するための環境の整備

① 学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・ GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係府省庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。(略)
- ・ 児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINETの活用や、5Gなど移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外におけるネットワーク環境の整備と充実を進める。

② 教育データの利活用、教育DXの推進

③ デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し

- ・ 令和6年度(2024年度)を見据え、紙の教科書とデジタル教科書の関係、財政負担も考慮した上でのデジタル教科書の制度上の位置付けや、デジタル教科書の今後の在り方を明確にする。

④ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等 ⑤ 著作権への理解

(4) ICT推進体制の整備と校務の改善

① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・ ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT推進を担当する組織体制の整備、ICT支援員をはじめとする専門人材の配置や、「GIGAスクール運営支援センター事業」を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。

② 情報化による校務効率化

- ・ デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度(2022年度)中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

第3期神戸市教育振興基本計画（抜粋）

重点事業

12

ICT の基盤整備と利活用の促進

- ・学校教育における ICT の利活用により、児童生徒の情報活用能力や学力の向上につなげます。
- ・校務の ICT 化により、教職員が子供たちと向かい合える時間を確保する等、教育の質の向上につなげます。

取組の方向性

- ◎大型提示装置（電子黒板機能付プロジェクタ等）や実物投影機、無線 LAN 等、学校の ICT 環境を整備します。
- ◎授業改善や学びの保障の観点において効果的な ICT 活用を推進します。
- ◎校務の ICT 化を促進し、教職員の負担を軽減します。

①GIGA スクール構想の実現に向けた学校の ICT 学習環境整備の推進

- 1)児童生徒の集中力や意欲を高めるとともに、授業の効率化・質の向上を図り、授業準備の負担軽減により教員にゆとりをもたらすことができる ICT 機器を整備し、本市児童生徒の学力の向上に寄与。
- 2)「神戸市ICT学習環境整備計画」に則り、令和3年度までに、全ての市立小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校・高等学校・工業高等専門学校（普通教室に、大型提示装置（電子黒板機能付プロジェクタ等）や実物投影機（小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部のみ）、無線LAN（アクセスポイント）等を整備。
- 3)感染症のまん延や大規模災害時等においても児童生徒一人一人の学びを保障するため、小・中学校児童生徒 1 人 1 台の児童生徒用 PC（タブレット）の整備に早急に取り組むとともに、それらを活用するためのデジタル教科書・教材などの導入についても検討。

②授業改善に向けた効果的な ICT 活用の促進

- 1)教員の ICT 活用能力を高めるため、操作や活用法に関する研修を実施するとともに、優れた実践事例を蓄積し共有することで市立学校全体の授業改善を推進。
- 2)ICT 支援員の導入や、校内で ICT 活用推進担当を置くなど、ICT 活用推進体制の構築を検討。

③校務の ICT 化の推進による教職員の負担軽減（重点事業 10 から再掲）

- 1)さらなるセキュリティ向上・教員多忙化対策として、教育情報基盤サービスを拡充し、教職員用端末・教育用端末等を更新する等、教職員の ICT・通信環境の整備・活用を促進。
- 2)出欠情報や成績情報などの一元管理、指導要録の電子化を行う校務支援システムに関して、高校への共通システムの導入を進めるほか、機能の拡充を図るとともに使いやすさを向上。
- 3)自動採点ソフトウェアを中学校に導入し、教員がテストの採点に要する時間を削減。
- 4)学校園において一元的にサービス管理ができるよう、学校園庶務事務システムを改修するとともに、使いやすさを向上。

④特別支援教育における学習環境の充実（重点事業 4 から再掲）

- ・特別支援学校等に通う児童生徒一人一人の障害の特性や状況に対応できる学習環境を提供するため、可動式の児童生徒用 PC（タブレット）を配備。

BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

- Member of the UNESCO
- Creative Cities Network
- since 2008



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止について

鳥取県

<基本計画について>

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律において、国は基本計画を定めることとされており、これを勘案して都道府県においても計画を策定することが努力義務とされている。
- ⇒建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少ないと考えられ、都道府県計画の策定の必要性は少ないのではないか。

	国計画 (概要)	県計画 (概要)
国等の責務 (第4条～第6条関係)	国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する	都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた 施策を策定 、実施する
28 基本的施策 (第10条～第14条関係)	①建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化(下請関係の適正化の促進) ③建設工事の現場における措置の統一的な実施(労災保険関係の状況の把握の促進等) ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	①建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 ②責任体制の明確化 ③建設工事の現場における措置の統一的な実施 ④建設工事の現場の安全性の点検 ⑤建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<鳥取県における基本計画について>

- 当県が策定した計画は、既存の取組を計画という形式に位置づけたもの。
- 当県における既存の取組は、国の基本方針にも当てはまっており、都道府県計画の策定以前から既に実施してきたものである。

○「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する県計画」の概要

29

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する県計画とは		県建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。 【計画期間】 令和2年度から令和6年度までの5年間								
2 具体的な取組と成果指標		本県における3つの現状と課題を踏まえて、令和6年度を目標とした成果指標を設定し、目標達成に向けて5つの施策分野ごとの具体的な取組を推進する。								
取組の分野		目標1	労働災害の撲滅		目標2	一人親方等の安全の確保		目標3	「働き方改革」の推進による担い手の確保	
施策1	建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	■ 安全衛生経費確保対策促進(国施策を受けて実施) ■ 元下請取引に係る立入検査等の実施 ■ 自然条件を考慮した工事発注(適正な工期設定) ■ 債務負担行為の活用による工事発注の平準化			■ 安全衛生経費確保対策促進(国施策を受けて実施)		■ 週休二日制の実現(長時間労働の是正) ■ 社会保険未加入業者排除(処遇の改善) ■ 建設キャリアアップシステムの活用促進(同上) ■ 自然条件を考慮した工事発注(長時間労働の是正) ■ 債務負担行為の活用による工事発注の平準化			
施策2	責任体制の明確化	■ 元下請取引に係る立入検査等の実施 ■ 下請業者の安全衛生管理能力の向上に向けた集団指導、技術研修会等の実施			—		■ 県建設工事における下請契約等適正化指針による元下請関係の適正化(処遇の改善)			
施策3	建設工事の現場における措置の統一的な実施	■ 統括安全衛生管理に係る個別の建設現場での指導			■ 一人親方等の労働災害に関する情報を収集し、災害防止対策に資する(国施策を受けて実施) ■ 巡回指導等による一人親方等の安全衛生への配慮の促進 ■ 一人親方の労災保険特別加入制度加入促進		—			
施策4	建設工事の現場の安全性の点検	■ 建設業者のリスクアセスメントの取組を促進する ■ 建設工事現場における安全パトロールの実施 ■ ICT活用工事、新技術の導入促進(生産性の向上)			■ 建設工事現場における安全パトロールの実施		■ ICT活用工事、新技術の導入促進(生産性の向上)			
施策5	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	■ 集団指導、技術研修会等の実施 ■ 外国人材の雇用主、外国人労働者への安全衛生教育等の実施 ■ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者の公表			■ 集団指導、技術研修会等の実施		—			
成果指標		1 労働災害撲滅に向けた取組の充実等			2 一人親方等(＊1)の労災保険特別加入者数		3 技能労働者数(＊2)			
基準年度(平成30年度)		特に死亡災害を発生させないため、 ○ 関係団体相互の情報共有を進める。 ○ 発注者、受注者の安全衛生に係る施策の充実を図る。			1, 042名		14, 734名			
目標年度(令和6年度)					1, 251名		14, 734名(現状維持)			

*1 他人を雇うことなく個人で働く職人のほか、中小の事業主や家族従事者等も含む。 *2 平成27年国勢調査

5 施策を推進するために必要な事項	6 計画の推進体制
○ 社会保険等の加入の徹底や「働き方改革」の推進による建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 ○ 労働安全衛生法令の遵守徹底等による墜落・転落災害防止対策の充実強化 ○ 建設業界の積極的な魅力発信による担い手の確保	国、県、市町村、関係団体による 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する県計画推進協議会」を設置し、関係者が連携して、施策の検討、実効性のある施策の着実な遂行を推進する。

<推進体制について>

- 当県では、都道府県計画の策定及び推進のため、国の基本計画に基づき「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する県計画推進協議会」を設けている。
- 一方で、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、各労働局が都道府県ごとに「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」（構成員は上記協議会とほぼ同じ。）が設置されている。

	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する県計画推進協議会	建設工事関係者労働災害防止連絡会議
	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月）	平成 26 年 4 月 11 日付基安発 0411 第 1 号厚生労働省労働基準局 安全衛生部長通知「建設工事関係者連絡会議の設置について」
30 計画（協議）事項	（※上記基本計画より抜粋） 4. 基本計画の推進体制 （1）関係者における連携、協力体制の強化 建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関が、建設工事従事者安全健康確保推進会議の場等を通じ連携を図りつつ、施策の企画立案・調整を行うとともに、併せて集中的な広報、合同パトロールの実施等を行う。さらに、建設工事の現場で働く建設工事従事者の意見も尊重しながら建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議の場等を通じて官民の対話・連携の強化を図る。 また、<u>地域レベルでは、厚生労働省都道府県労働局、国土交通省地方整備局等、都道府県、建設業者団体等による建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制を整備するとともに、都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定を促進する。</u>	（※上記通知より抜粋） ア 発注機関の取組 （ア）安全衛生に配慮した発注の促進 （イ）発注時等における施工者の安全衛生の取組評価の促進 （ウ）その他発注者の安全衛生活動の促進に関する事項 イ 建設関係団体等の取組 （ア）建災防による現場指導 （イ）建設関係団体会員間の相互パトロール （ウ）その他建設関係団体会員による自主的な安全衛生活動の促進に関する事項 ウ 発注機関、建設関係団体等及び労働行政機関が協力した取組 （ア）関係者による合同パトロール （イ）緊急時の相互連絡体制の整備 （ウ）その他連絡会議関係者が協力して行う安全衛生の取組に関する事項 エ 連絡会議の運営に関する事項 （ア）都道府県単位の連絡会議の開催に関する事項 （イ）地区単位等の連絡会議の開催に関する事
構成員	県 総務部営繕課、県土整備部技術企画課、県土総務課 国土交通省 地方整備局河川国道事務所 厚生労働省 労働局 市長会、町村会 建設業協会（建設業労働災害防止協会県支部） 県管工事業協会、県電業協会、県造園建設業協会、県建設大工工事業協会、県技能士会連合会、県塗装工業会、県鳶土工協会、県鉄筋技能士会、県瓦工事業組合	ア 都道府県単位の連絡会議 次に掲げる者の中から適切な者を選定する。 （ア）国の発注機関 （イ）都道府県の公共工事担当部署 （ウ）特に必要と考えられる市町村等の公共工事担当部署 （エ）建設業関係団体（いわゆる大手ゼネコンの団体又は地場ゼネコンの団体） （オ）建災防支部 （カ）都道府県労働局（事務局） （キ）その他特に必要と考えられる者 イ 地区単位等の連絡会議 連絡会議の性格を踏まえ、上記アに準じて適切な者を選定する。

<基本計画により生じている支障>

■ 当県が設置している「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する県計画推進協議会」と労働局が設置している「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」は、両者とも同様の取組を行っており、県としては業務が重複している。

⇒ 当県の計画策定時に、労働局に対し、連絡会議において計画の推進を行うことはできないかとする提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった経緯あり。

■ 国の基本計画の見直しがあった場合には、当県の計画についても見直しが必要となることも想定されるが、その際の人員や予算に係る負担は、得られる効果と比較し大きくなるものと想定される。

31

◇ 策定に当たって生じた事務

- 計画案の策定 : 20人日
- 計画策定に係る庁内での合意形成 : 10人日
- 関係機関、業界団体への出張説明、検討会議の開催 : 20人日
- 担当者会議への対応（地整・県の策定促進） : 5人日
- パブリックコメントの実施 : 15人日
- （策定後）関係者による協議会の開催 : 10人日

⇒ 事業費は会議出席者への茶代、担当者の出張旅費程度（予算措置なし）で、ほとんどが人件費（※200万円）。
※ 80人日 ⇒ 600万円×1／3（年240日として）＝200万円

<求める具体的な事項>

■ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少ないと考えられことから、都道府県計画を廃止する。

■ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、国の基本計画に基づき進めていくべき事項については、「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」と一本化して進める。